

〈H19. 8. 21 作成〉  
〈H20. 4. 1 更新〉  
〈H25. 6. 7 更新〉  
〈H30. 3. 1 更新〉  
〈R 2. 4. 1 更新〉  
〈R 4. 6. 2 更新〉

## 「農振除外」に関する取り扱い

(Q & A形式)

**【効力発生日：平成19年9月1日】**

## 【除外申出について】

Q 1 : 登記上の土地所有者が既に死亡しており、相続が行われていない土地について、除外申出を行えるか。

除外申出を行うことは可能です。ただし、除外申出する土地の相続が行われていない場合は、法定相続人が確認できる公的書類（被相続人の戸籍謄本等）を添えて、法定相続人代表者を選出して申出を行ってください。

なお、遺産分割協議が終了している場合は、遺産分割協議書を添付し、申出を行う土地の相続予定者が申出を行うことも可能です。

## 【違反転用農地の是正について】

Q 2 : 違反転用（事前転用）の土地について、農地への原状回復に向けた対応はどのように行うのか。

違反転用の是正は農地法を所管している農業委員会が主体で行うのが基本ですが、農振除外の手続きの中でも農業委員会と協議を行いながら是正指導を行います。

なお、申出された計画と直接関係のない場所（除外後に分筆して利用せずに残る部分や、申出人が所有している他の土地等）が違反転用となっている場合であっても、除外手続きの中で是正指導を行います。

Q 3 : 違反転用状態の土地について、除外申出を受け付けてもらえるか。

除外申出を受け付ける土地は、原則は申出前に違反転用が是正され、農地に原状回復されている土地です。

ただし、除外の申出を行うまでに是正が間に合わなかった場合等は、一旦、申出を受け付け、その後、市が示す期限までに市が示した是正対応が行われたことが確認できた場合には、受け付けした申出の審査を行います。

Q 4 : 上記「Q 3」について、市が示す期限とはどの程度の期間となるのか。

是正については、市が行う審査を終える前に行われている必要があります。市が審査を終えるのは、除外申出の受け付けから概ね3か月後です。その後、群馬県との調整を行います。

したがって、除外申出から概ね3か月以内には是正が行われている必要がありますが、審査の日程は受付件数等によって前後しますので、市が示す期限までに是正を行ってください。

Q 5 : 上記「Q 4」について、市が示す期限までに是正が行われなかった場合の取扱いはどうなるのか。

市が示す期限までに是正が行われなかった場合は、提出されている申出を取り下げてもらいます。再度申出を行う場合は、是正を行った後に、是正以降の4月・9月の申出受付期間に申出を行うことができます。

申出を取り下げなかった場合は、申出は棄却となりますが、棄却の結果が通知されるまでは既に是正が行われていても再度申出を行うことはできません。

## 【除外後の農地転用申請期限について】

Q6：転用期限（除外申出を行ってから2年）内に転用手続きをしていないものはどうなるのか。

除外の申出月から2年以内に農地転用申請が行われなかった場合は、農用地区域（青地農地）に編入します。

【例】令和5年4月20日に申出した場合

⇒ 令和7年3月31日までが農地転用申請期限になります。

ただし、やむを得ない理由により農地転用申請が期限内に行えない場合は、「農用地区域編入猶予願」により、最長で1年間、農地転用申請期限を延長することができます。

【例】令和7年3月31日が当初の農地転用申請期限の場合

⇒ 「猶予願」により令和8年3月31日まで期限の延長が可能です。

※当初の農地転用申請期限から1年間を超える延長及び再延長はできません。

なお、「農用地区域編入猶予願」は除外の通知に記載している当初の農地転用申請期限が切れる前に提出する必要があります。当初の農地転用申請期限が切れた後に「農用地区域編入猶予願」を提出しても期限の延長はできませんので注意してください。

また、延長後の期限までに農地転用申請が行われなかった場合は、農用地区域（青地農地）に編入しますので、編入後、必要な場合は再度除外申出から行ってください。

## 【除外後の「土地利用者」、「利用目的」、「面積」等の変更について】

Q7：除外後に「土地利用者」・「利用目的」等を変更する必要がある場合、「変更願」でどのような変更が可能か。

「変更願」で対応できるのは、除外面積に関係無く、以下の①から③に該当する軽微な変更の場合に限ります。なお、「変更願」については、随時受け付けていますので、農地転用申請前に手続きを行ってください。

①「土地利用者」を、3親等以内の親族間で変更する場合。（この場合、3親等以内の親族間で単独名義から共有名義に変更すること、共有名義から単独名義へ変更する場合も含まれます。）

②「土地利用者」を、個人からその個人が代表を務める法人に変更する場合、または、個人が代表を務める法人からその個人に変更する場合。

※「変更願」の手続きを行う際に、法人の登記簿を併せて提出してください。

③「利用目的」を農地転用申請時の転用目的と一致させるために変更する場合。

（例：「露天資材置場」⇒「露天資材置場兼露天駐車場」等。ただし、除外の申出時から計画されていた内容以外には変更できません。事前に相談をお願いします。）

※①から③の変更を複数行う場合も変更は可能です。

**Q8：Q7の「変更願」で認められていない変更が生じた場合、どのような対応となるか。**

①除外面積が1,000㎡未満で、「土地利用者（注1）」又は「利用目的」のどちらか一方を変更する場合は「再申出」による対応が可能です。

（注1）「土地利用者」の変更はQ7の①及び②以外の変更を行う場合です。

②除外面積が1,000㎡以上で、「土地利用者（注1）」又は「利用目的」のどちらか一方を変更する場合は「新規申出」を行う必要があります。

（注1）「土地利用者」の変更はQ7の①及び②以外の変更を行う場合です。

③除外面積に関係無く、「土地利用者（注1）」及び「利用目的」の両方を変更する場合は、「新規申出」を行う必要があります。

（注1）「土地利用者」の変更はQ7の①及び②以外の変更を行う場合です。

「再申出」の手続きについてはQ9、「新規申出」の手続きについてはQ10を確認してください。

**Q9：「再申出」とはどのような手続きか。**

4月と9月の除外申出受付期間に再度申出を行います。提出する書類は「新規申出」と同様に、窓口で配布している「農用地区域除外申出について」を確認し、変更する部分（利用者または利用目的）を反映した書類を提出してください。

市が行う審査の中で、変更が認められ次第、結果を通知します。審査期間は概ね4か月を要します。

なお、「再申出」については、除外が容認された案件に係る利用者または利用目的を変更することを認める手続きのため、除外後の農地転用申請期限は当初の期限から変更されません。

【例】当初の除外申出を令和2年4月20日に行った場合

⇒ 除外後の農地転用申請期限は令和4年3月31日までとなり、除外後に「再申出」を行ってもこの期限は変更されません。

**Q10：「新規申出」とはどのような手続きか。**

4月と9月の除外申出受付期間に新規に申出を行います。提出する書類は窓口で配布等している「農用地区域除外申出について」を確認してください。

なお、当初の除外の農地転用申請期限内に「新規申出」を行う場合は、当初の除外がまだ有効となっているので、当初の除外地を青地農地に編入する「農業振興地域内農用地区域編入願」を併せて提出する必要があります。

審査期間は一般の除外申出と同様に概ね10か月を要します。

**Q11：農地転用申請する面積は除外された面積より大きくすることはできるのか。**

除外申出を行った際の状況により異なります。

①土地全体を利用する除外申出を行っていて、除外後に現地を測量した結果、筆全体の面積が大きくなった場合は、除外された面積を超える面積で農地転用申請することは可能です。

【例】登記上 500 m<sup>2</sup>の土地を全て利用する計画として 500 m<sup>2</sup>を除外申出し、除外後、現地を測量した結果、土地全体の面積が 520 m<sup>2</sup>であることが判明した場合

⇒ 除外された面積より大きな 520 m<sup>2</sup>で農地転用申請することが可能です。

②土地を分筆して部分的に利用する計画として除外申出を行っている場合は、分筆後の必要な面積を申出しているため、除外された面積を超える面積を農地転用申請することはできません。

【例】登記上 800 m<sup>2</sup>の土地の一部を利用する計画として 400 m<sup>2</sup>を除外申出し、除外後、計画を実施するためには 450 m<sup>2</sup>必要なことが判明した場合

⇒ 除外された面積より大きな 450 m<sup>2</sup>で農地転用申請することはできません。400 m<sup>2</sup>以内で申請するか、Q10の「新規申出」を行ってください。

**Q12：除外後、農地転用申請する面積は除外面積より小さくすることはできるのか。**

農地転用申請する面積を除外面積より小さくすることは可能です。

ただし、除外面積と農地転用の許可された面積の差分（転用残地）については、除外前の青地農地に編入します（手続きは必要ありません）。転用残地を白地農地のままにしておくことはできませんので注意してください。

【例】500 m<sup>2</sup>を除外後、450 m<sup>2</sup>を農地転用申請し、許可された場合

⇒ 差分の 50 m<sup>2</sup>は青地農地に編入します（手続きは不要です）。

**Q13：分筆を行う予定で除外申出し、除外された後、分筆する位置を変更することは可能か。**

除外申出の審査では、同一の筆内であっても分筆の位置によって除外できる場所、除外できない場所の判断が変わる場合があるため、原則、分筆位置を変えることはできません。

やむを得ない理由で、分筆位置の変更が必要となった場合は、分筆前に相談をお願いします。審査に影響の無い軽微な変更（集落から離れない、周辺にある農地を分断しない、分筆によって狭小な農地が残らない等）については認める場合もあります。

**Q14：1つの計画として除外申出し、除外された土地について、農地転用申請を段階的に複数回に分けて行うことは可能か。**

1つの計画として除外申出している場合、農地転用申請を段階的に複数回に分けて行うことはできません。最初の農地転用申請が許可された場合、転用後の残地は全て青地農地に編入します。残地として編入された場所については、改めて除外申出の手続きが必要になります。

段階的に農地転用申請を行う計画の場合、除外申出を行う時点から必要に応じて段階的に申出を行ってください。